

測量法に基づく測量成果の複製・使用について



令和4年4月

測量成果とは？

「測量成果」とは、測量法に規定された基本測量及び公共測量の成果品のことを指します。
測量成果の例：長野市地形図（2,500分の1、10,000分の1）など

測量成果の複製・使用とは？

測量成果の内容をコピーやスキャン等を行うことを「測量成果の複製」といいます。また、測量成果を利用して新たな地図等を作成することを「測量成果の使用」といいます。

複製・使用するには、その内容によっては、市に対して複製または使用の承認申請が必要になります。申請の要・不要は以下のフローからご確認ください。

測量成果の複製・使用申請フロー

測量成果をどのような目的で利用しますか？

■ 地図としての利用が想定されないものを作成

- ハンカチ・Tシャツ・紙袋・メモ帳などデザインとして製品に印刷
- イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの。作図ソフトで作った簡易的なもの

いいえ

■ 成果品を不特定多数の者に提供しない

- 私的利用 ○論文・試験問題に利用
- 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
- 社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
- 一時的な資料として利用（利用後保存せず破棄する場合等）

いいえ

- 博物館等における展示物として利用 ○テレビ番組で利用
- 書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）

いいえ

- 位置座標のない成果物のみの作成（デジタルデータの場合は座標、紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経緯度をいいます）

はい

- 長野市の管理に関わる地図情報を作成（管内図、ハザードマップ、その他の防災マップ、施設管理図など）
- 長野市の地図にもともと記載されているもの（地形、道路、地名、行政区ほか）を実質的に異なる表記に変更している
- 販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できないものを作成

いいえ

はい

- 測量成果をコピー等で複製したものを単に背景として用いる
- 測量成果の一部情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- 測量成果の情報を読み取って作り変えていないもの

いいえ

- 基の測量成果の情報を読み取って別種の地図を作成しているもの
- 測量によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図（地質図等）を作成する
- 数値地図等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成する

はい

申請不要です。

ただし、成果物に以下のように明記した上で、ご使用ください。

はい

[出典の記載] (例)

出典：長野市地形図
2,500分の1
出典：長野市地形図
(10,000分の1)
など

はい

[測量成果の利用]

上記の出典に加え、長野市の地図等を編集・加工等して利用する場合は、編集・加工等を行ったことを記載してください。

また、編集・加工等した内容をあたかも長野市が作成したかのような態様で公表、使用してはいけません。

いいえ

はい

測量法43条に基づく
「測量成果複製承認申請」
を提出してください

はい

測量法44条に基づく
「測量成果使用承認申請」
を提出してください

※いずれの申請か不明の場合はお問い合わせください。

お問い合わせ先

長野市都市整備部都市計画課（長野市役所 第二庁舎 5階）

Tel : 026(224)5050 Fax : 026(224)5111 E-mail : toshikei@city.nagano.lg.jp